

新保育料(保育園) 試算1

資料1

階層を下げることで、保育料の増がないようにした場合。
 保育料が上がる人:0人

月3,293,900円 39,526,800円/年の市負担増

保育料基準額表

(単位:円)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料(月額)	
階層	市民税等による定義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	A階層を除き、市民税が非課税で、かつ、前年度分の市民税が非課税の世帯		0	0
C	第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ の世帯	3,100 (1,500)	2,000 (1,000)
	2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円 未満の世帯	4,000 (2,000)	2,500 (1,200)
	3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円 以上の世帯	4,700 (2,300)	3,100 (1,500)
D	第1階層	所得割課税額が46,800円以上82,000円未 満の世帯	7,400 (3,700)	5,200 (2,600)
	2	82,000円～96,000円未満	9,300 (4,600)	6,400 (3,200)
	3	96,000円～105,400円未満	11,000 (5,500)	7,300 (3,600)
	4	105,400円～116,700円未満	14,900 (7,400)	8,500 (4,200)
	5	116,700円～136,000円未満	18,000 (9,000)	9,900 (4,900)
	6	136,000円～153,000円未満	20,700 (10,300)	11,100 (5,500)
	7	153,000円～190,000円未満	27,200 (13,600)	12,100 (6,000)
	8	190,000円～213,700円未満	29,800 (14,900)	13,400 (6,700)
	9	213,700～243,000円未満	33,200 (16,600)	14,500 (7,200)
	10	243,000円～277,000円未満	35,800 (17,900)	16,000 (8,000)
	11	277,000円～283,000円未満	37,400 (18,700)	17,800 (8,900)
	12	283,000円～312,000円未満	40,100 (20,000)	19,100 (9,500)
	13	312,000円～329,000円未満	42,500 (21,200)	20,700 (10,300)
	14	329,000円～343,000円未満	45,000 (22,500)	22,100 (11,000)
	15	343,000円～363,200円未満	47,300 (23,600)	23,300 (11,600)
	16	363,200円～408,000円未満	49,000 (24,500)	24,200 (12,100)
	17	408,000円～502,600円未満	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)
	18	502,600円～	49,500 (24,700)	25,000 (12,500)

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分	
階層	市民税等による定義
第1階層	前年度分市民税の課税額が均等割額のみ の世帯
2	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円未 満の世帯
3	前年度分市民税の所得割課税額が7,000円以上 の世帯
第1階層	所得割課税額が46,800円以上 51,000円未満の世帯
2	51,000円～60,600円未満
3	60,600円～71,400円未満
4	71,400円～83,400円未満
5	83,400円～95,400円未満
6	95,400円～117,000円未満
7	117,000円～139,800円未満
8	139,800円～164,100円未満
9	164,100円～181,200円未満
10	181,200円～198,000円未満
11	198,000円～214,200円未満
12	214,200円～231,600円未満
13	231,600円～248,250円未満
14	248,250円～258,450円未満
15	258,450円～269,550円未満
16	269,550円～282,750円未満
17	282,750円～303,450円未満
18	303,450円～325,950円未満
19	325,950円～359,550円未満
20	359,550円～